

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 6 月 13 日

山本通産株式会社

代表取締役社長 郡司 哲雄

問合せ先： 常務取締役 管理本部長 上野 嘉人

06-6252-2131（代表）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を重要な経営目標の1つとし、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの利益に資するため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる業務執行体制の構築を経営上の重要課題と位置付けております。

具体的には、変化の激しい経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と、当社及び当社グループを取り巻く社会経済環境に照らし必要な公正・公明な社内体制を構築することにより、持続的にコーポレート・ガバナンスが機能・維持することに取り組んでおります。また、適時適切な情報開示に努めることにより経営の透明性を高め、ステークホルダーとの円滑な関係を構築するとともに、コンプライアンス体制の強化を図りながら迅速な意思決定と業務執行が適切に行われるよう、適正かつ効率的な組織の運営に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山本通産従業員持株会	613,412	34.17
大阪中小企業投資育成株式会社	300,000	16.71
山本通産株式会社（注）	261,398	14.56
センカ株式会社	110,000	6.13
石川 吉之助	91,000	5.07
渡部 和則	84,700	4.72
石川 恵津子	76,000	4.23
郡司 哲雄	38,300	2.13
上野 嘉人	30,000	1.67
久保 泰幸	27,790	1.55
金井 直美	25,000	1.39

支配株主名	なし
-------	----

親会社名	なし
------	----

補足説明

(注) 大株主のうち、山本通産株式会社は自己株式であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円以上 1000 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社には支配株主はおりません。 なお、当社は関連当事者取引管理規程を定め、支配株主を含む関連当事者との取引を実施する場合、当該取引の取引条件について一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定するとともに、あらかじめ取締役会による承認を経た上で取引を実行することにしております。あわせて、同規程に基づき、定期的に関連当事者取引の状況を調査し把握することにより、少数株主の利益を損なう取引を排除するための管理体制を整備しております。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名以内
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	5 名

社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	一名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	一名

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	3名以内
監査役の数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査役・監査法人・内部監査部門の実施するそれぞれの監査において、効率的で効果的なモニタリング活動を実践すべく、三者の連携を重視しており、次のような連携体制を整備しております。 1. y t c 監査連絡会 常勤監査役が主催し、監査役・監査法人・内部監査室長で構成する「y t c 監査連絡会」を設置し、定期的にそれぞれの実施する監査の実施状況の共有と意見交換を行っております。連絡会は、定期会として年に3回実施するとともに、それぞれの監査の実施過程において重要な課題等が生じた場合、各構成者からの招集により実施する臨時会を開催できるようにしております。 2. 監査役・内部監査部門の連携 監査役と内部監査部門は、毎月1回、定期的にそれぞれの監査の実施状況について情報共有を行うとともに、相互補完的で効率的な監査を実施すべく、監査日程や監査手続の実施方法の調整・意見交換を行っております。 3. 監査役・監査法人の連携 監査役は、監査法人からの監査計画の説明・監査結果の報告を受けるとともに意見交換の場を設け、会計に関する事項について意見交換を行っております。また、監査法人による海外子会社に対する往査への同行や実地棚卸立会への同席など、重要な監査項目の実施時において連携を図っております。 4. 内部監査部門・監査法人の連携 内部監査部門は、監査法人からの求めに応じ内部監査の実施状況について報告を行うとともに、必要に応じて、監査の実施方法などの情報連携に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	一名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
廣瀬 裕	税理士													○

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
廣瀬 裕	—	廣瀬裕氏が社員会長を務める税理士法人広瀬と税務顧問契約を締結しておりますが、同氏は当社の税務業務には関与しておらず、同法人内においても当社の情報は共有されていないため、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	廣瀬裕氏は、税理士として会計及び税務に関する豊富な専門知識を有しており、また上場会社の社外監査役としての経験を有しております。これらの知見と長年の経験から取締役の職務執行の監査にあたり、的確かつ公正な判断を実施できるものと判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	一名
---------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である取締役が存在しないため、個別の報酬開示は行っておりません。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬については報酬限度額を株主総会で決議しております。各取締役に対する報酬については、「役員報酬・賞与の算定方針」を定め報酬体系や報酬水準を明示するとともに、職務内容や当社の財務状況等を勘案のうえ、株主総会において決定された報酬限度額を上限に個人別に報酬を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外監査役の活動を支えるサポート体制として、監査役事務局を設け、社外監査役としての活動が有効に実践できるようサポート体制を整備しております。具体的には、監査手続実施時における事前の準備活動や報告書のとりまとめ、監査役協議会の準備、監査役からの指示事項の実践と報告など補助者としての活動を通じて、社外監査役の活動をサポートしております。また、取締役会や経営会議など意思決定を伴う重要な会議については、それぞれの会議体の事務局より、会議開催に先立ち会議資料の配布を行い十分な熟考期間を設けるなど、社外監査役が活動しやすい環境の整備に努めております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、以下のとおりであります。
1. 取締役会 当社の取締役会は、すべての取締役により構成され、毎月開催される定時取締役会のほか必要に応じて開催される臨時取締役会により、経営上の重要な意思決定と各取締役の業務執行の監督

を行っております。取締役会の運営は、「取締役会規程」により運営方法を定めるとともに、円滑な会議が実践されるよう取締役会事務局を設置しております。

2. 監査役及び監査役協議会

当社の監査役は、常勤監査役と社外監査役の2名から構成され、「監査役監査基準」に基づき、各年度に策定する監査方針、監査計画、業務分担に基づき、取締役会や重要な会議体への出席、業務・財産の状況の監査などの監査業務を通じて取締役の業務執行の監査を行っております。また、監査役間における意見交換や情報共有を円滑に実践するため、任意の監査役協議会を設置し、定期的に協議する場を設けております。

3. 監査法人による会計監査

当社は、清陽監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査を受けております。業務を執行した公認会計士は尾関高德氏及び中山直人氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。同監査法人及び従事する業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

4. 経営会議

当社は、取締役会の下位に位置する重要な意思決定機関として、経営会議を設置しております。経営会議は、すべての取締役と執行役員から構成され、「会議体規程」に基づき運営しております。経営会議においては、各部門より詳細な業務の状況報告がなされるとともに、組織間の連携を図る調整をおこなっております。また、重要な意思決定を役員及び執行役員の協議により決定し、各部門に指示する役割を担っております。

5. コンプライアンス推進委員会

コンプライアンス推進委員会は、「コンプライアンス規程」に基づき役員及び従業員の代表者から構成され、定期的に委員会を開催し、法令遵守をはじめとする全役職員が実践するコンプライアンス活動の推進を支援する活動を行っております。

6. 内部監査

当社は、他の業務執行部門から独立した代表取締役直轄の内部監査室を設置し、代表取締役からの指示に基づいた内部監査を実施しております。内部監査室は、代表取締役との協議により監査テーマを定め、監査計画を立案し監査結果について代表取締役に報告いたします。また、指摘した事項について、改善活動が適切に実施されているかのフォローアップ監査を実施し、改善活動が定着しているかの確認を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社及び当社グループの事業内容とその複雑性、事業規模、従業員数等を勘案し、業務執行の推進と監督・監視機能のバランスを効果的に発揮することが、企業価値を高め、コーポレート・ガバナンスを有機的に実践にする上で必要と考えております。このような考え方のもと、上述のコーポレート・ガバナンス体制が現状の当社及び当社グループにとって最適な体制であると考えているため、上述の体制を選択しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算であり定時株主総会の開催時期は3月であるため、わが国で最も多い3月決算会社の株主総会が集中する6月開催と比較すると、開催日が集中することは少ないものと考えております。また、定時株主総会の開催にあたっては、定時株主総会の開催時期を早期に決定し通知するなどして対応いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社のコーポレートサイトにおいて、IRサイトを設け、IR資料を掲載いたします。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部を担当部署とし、関係部署と連携を取りながら、IR活動を実施してまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社及び当社グループは、コンプライアンス規程により当社のすべての役職員が関係法令や行動規範を遵守して業務にあたることを定めるとともに、経理規程や適時開示規程により法令等が定める財務情報をはじめとする経営情報の開示を適切に行うよう定め、もってステークホルダーの立場を尊重する取り組みを行っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のコーポレートサイトにおいて、環境保全活動やSDGsに対する取り組み活動を紹介しております。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方
当社は、会社法上の大会社に該当していないため、法令上要請される内部統制システムの整備に関する取締役会決議は行っておりません。しかしながら、内部統制システムの構築は重要な経営課題と認識しており、会社法上要請される内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しており、当社及び当社グループの企業規模に相応しい組織とそれに対応した適切で有効な内部牽制機能を確認することを基本的な考えとしております。

2. 内部統制システムの整備状況

定款をはじめとする社内諸規程を整備し業務の有効性と効率性の向上を図るとともに、財務報告の正確性と信頼性の向上を目指した内部統制システムを整備しております。また、法令遵守の企業活動を実践するため、コンプライアンス推進委員会を設置するなどの活動を通じた役職員に対する教育啓蒙活動や監査役監査・内部監査・監査法人による会計監査を通じた会社財産の適切な管理と保全状況のモニタリング活動を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社グループは、反社会的勢力に対しては組織として毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じず、取引をはじめ一切の関係を持たないことを企業活動における基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力への対応方針と対応ルールを定めております。具体的には、「反社会的勢力調査マニュアル」を定め、取引開始にあたり予め取引の相手方の属性調査や既存取引の関係者に対する定期的なモニタリング方法を定め、反社会的勢力との関係遮断に関する社内体制を整備しております。また、取引先との間で締結する契約書においては、取引関係者が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる反社会的勢力排除条項を盛り込むこととしております。

V. その他

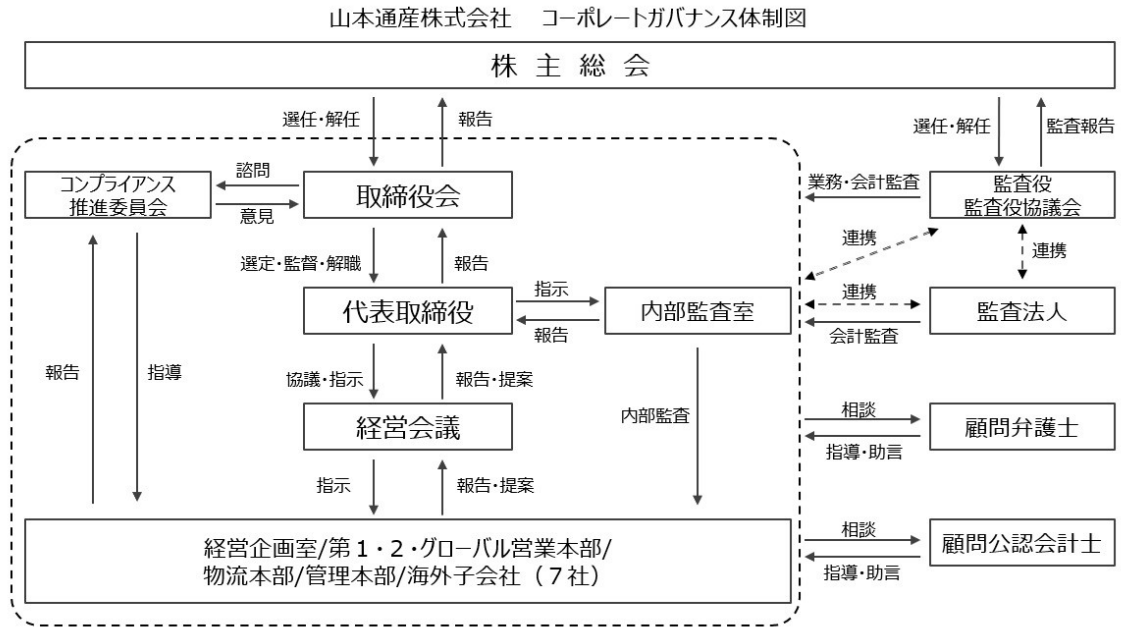
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

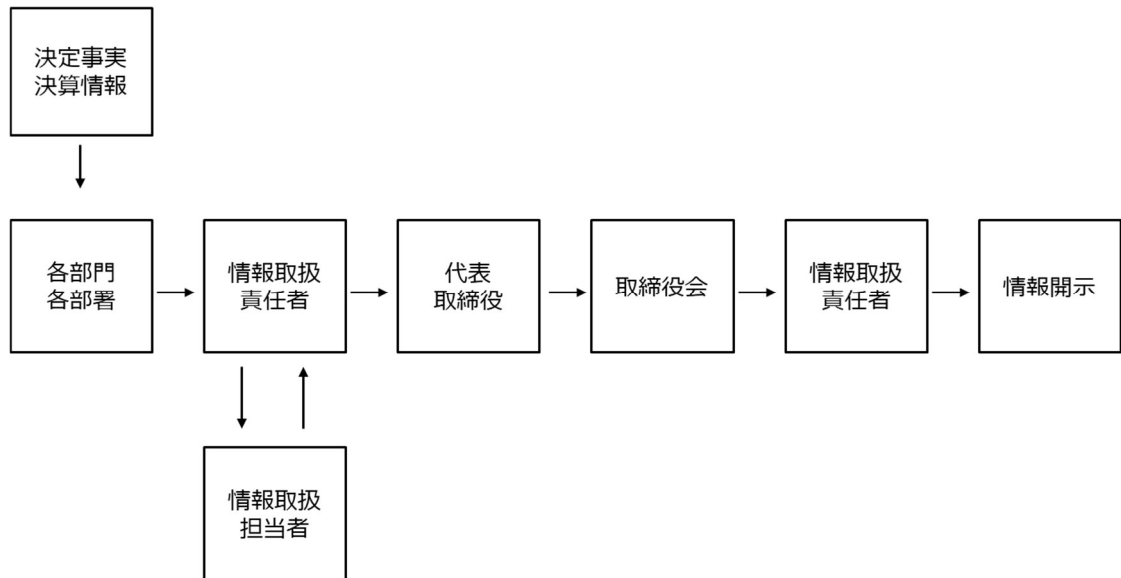
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

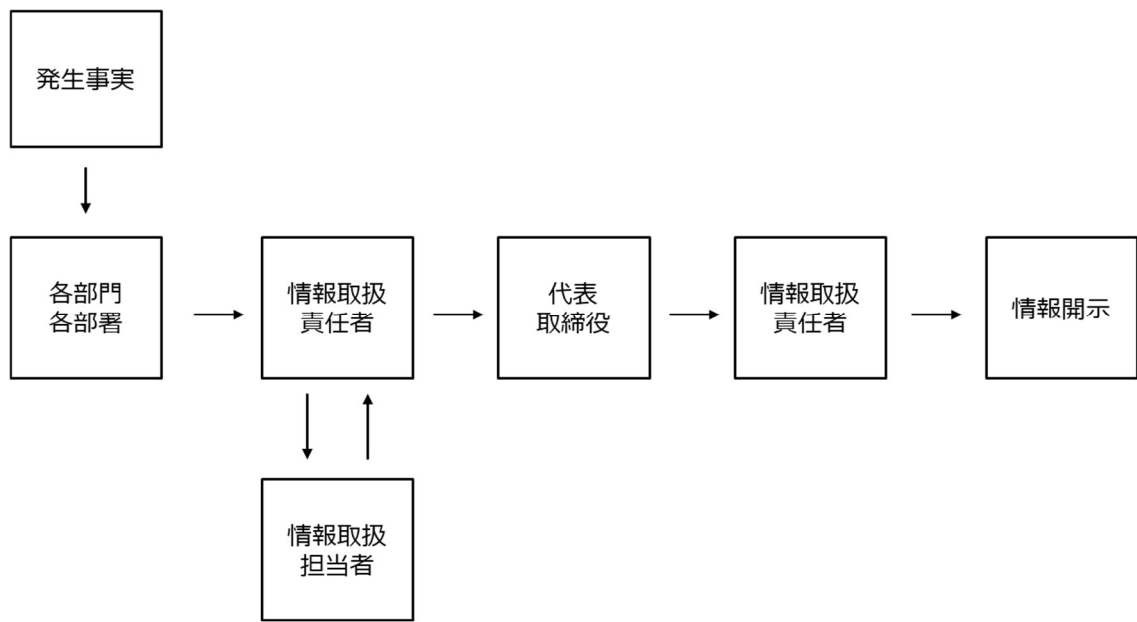
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続に関するフローの模式図は、次のとおりであります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】





以 上